

## 承諾書

私は、セントレー大井川下泉に関し、以下の事項について、承諾いたします。

### 1、共有土地の登記移転

セントレー大井川下泉の区分所有者の共有土地となる予定であった下記土地について、所有権がリゾートトラスト株式会社に残留していたため、セントレー大井川下泉管理組合に譲渡したい旨の申し出があつたところ、当管理組合に法人格がなく所有権移転の登記を受けられない為、当管理組合の笠井高広理事長が運営する有限会社 笠井不動産の名義にて下記土地の移転登記を受けること。

### 2、登記移転費用及び公租公課の組合費からの支出

下記土地の所有権移転登記移転費用及び登記の日以降の公租公課を、当組合の組合費から支出すること。

#### 記

①所在 棒原郡川根本町下泉字道上東

地番 211 番 12

地目 宅地

地積 100.38 m<sup>2</sup>

②所在 棒原郡川根本町下泉字川南

地番 204 番 12

地目 雜種地

地積 4.89 m<sup>2</sup>

以上

2025 年 8 月 1 日

役職： 理事長

氏名： 笠井高広



## 承諾書

私は、セントレー大井川下泉に関し、以下の事項について、承諾いたします。

### 1、共有土地の登記移転

セントレー大井川下泉の区分所有者の共有土地となる予定であった下記土地について、所有権がリゾートトラスト株式会社に残留していたため、セントレー大井川下泉管理組合に譲渡したい旨の申し出があったところ、当管理組合に法人格がなく所有権移転の登記を受けられない為、当管理組合の笠井高広理事長が運営する有限会社 笠井不動産の名義にて下記土地の移転登記を受けること。

### 2、登記移転費用及び公租公課の組合費からの支出

下記土地の所有権移転登記移転費用及び登記の日以降の公租公課を、当組合の組合費から支出すること。

#### 記

①所在 棒原郡川根本町下泉字道上東

地番 211 番 12

地目 宅地

地積 100.38 m<sup>2</sup>

②所在 棒原郡川根本町下泉字川南

地番 204 番 12

地目 雜種地

地積 4.89 m<sup>2</sup>

以上

5年 8月 19日

副理事

役職：

笠井高夫

氏名：



## 承諾書

私は、セントレー大井川下泉に関し、以下の事項について、承諾いたします。

### 1、共有土地の登記移転

セントレー大井川下泉の区分所有者の共有土地となる予定であった下記土地について、所有権がリゾートトラスト株式会社に残留していたため、セントレー大井川下泉管理組合に譲渡したい旨の申し出があったところ、当管理組合に法人格がなく所有権移転の登記を受けられない為、当管理組合の笠井高広理事長が運営する有限会社 笠井不動産の名義にて下記土地の移転登記を受けること。

### 2、登記移転費用及び公租公課の組合費からの支出

下記土地の所有権移転登記移転費用及び登記の日以降の公租公課を、当組合の組合費から支出すること。

記

①所在 棒原郡川根本町下泉字道上東

地番 211 番 12

地目 宅地

地積 100.38 m<sup>2</sup>

②所在 棒原郡川根本町下泉字川南

地番 204 番 12

地目 雜種地

地積 4.89 m<sup>2</sup>

以上

令和5年 8月 1日

役職：理事

氏名：

芳野光子



## 承諾書

私は、セントレー大井川下泉に関し、以下の事項について、承諾いたします。

### 1、共有土地の登記移転

セントレー大井川下泉の区分所有者の共有土地となる予定であった下記土地について、所有権がリゾートトラスト株式会社に残留していたため、セントレー大井川下泉管理組合に譲渡したい旨の申し出があったところ、当管理組合に法人格がなく所有権移転の登記を受けられない為、当管理組合の笠井高広理事長が運営する有限会社 笠井不動産の名義にて下記土地の移転登記を受けること。

### 2、登記移転費用及び公租公課の組合費からの支出

下記土地の所有権移転登記移転費用及び登記の日以降の公租公課を、当組合の組合費から支出すること。

#### 記

①所在 棒原郡川根本町下泉字道上東

地番 211 番 12

地目 宅地

地積 100.38 m<sup>2</sup>

②所在 棒原郡川根本町下泉字川南

地番 204 番 12

地目 雜種地

地積 4.89 m<sup>2</sup>

以上

5年 8月 3日

役職：監事

氏名：小澤成之



## 承諾書

私は、セントレー大井川下泉に関し、以下の事項について、承諾いたします。

### 1、共有土地の登記移転

セントレー大井川下泉の区分所有者の共有土地となる予定であった下記土地について、所有権がリゾートトラスト株式会社に残留していたため、セントレー大井川下泉管理組合に譲渡したい旨の申し出があつたところ、当管理組合に法人格がなく所有権移転の登記を受けられない為、当管理組合の笠井高広理事長が運営する有限会社 笠井不動産の名義にて下記土地の移転登記を受けること。

### 2、登記移転費用及び公租公課の組合費からの支出

下記土地の所有権移転登記移転費用及び登記の日以降の公租公課を、当組合の組合費から支出すること。

記

①所在 棒原郡川根本町下泉字道上東

地番 211 番 12

地目 宅地

地積 100.38 m<sup>2</sup>

②所在 棒原郡川根本町下泉字川南

地番 204 番 12

地目 雜種地

地積 4.89 m<sup>2</sup>

以上

2023 年 8 月 / 日

役職： 会計理事

氏名： 板山恵美子



リゾートトラスト株式会社 御中

セントレー大井川下泉  
土地譲渡について

リゾートトラスト株式会社と有限会社笠井不動産との●年●月●日付け無償譲渡契約書に基づき無償譲渡された下記土地に関する、所有権移転登記費用および登記の日以降の公租公課を、セントレー大井川下泉管理組合の組合費より支出する件につきまして、当組合の理事及び監事の承諾を得ましたので、ご報告いたします。

組合費から支出する件の、理事会承認、総会決議等の手続きにつきましては、当組合の理事会が責任をもって行うものと致します。

記

①所在 棒原郡川根本町下泉字道上東

地番 211 番 12

地目 宅地

地積 100.38 m<sup>2</sup>

②所在 棒原郡川根本町下泉字川南

地番 204 番 12

地目 雜種地

地積 4.89 m<sup>2</sup>

以上

2025年 8月 / 日

役職： 理事長

氏名： 岩井高広 

## 無償譲渡契約書

贈与者のリゾートトラスト株式会社（以下「甲」という。）と、受贈者の有限会社笠井不動産（以下「乙」という。）は、以下の通り無償譲渡契約（贈与契約）（以下、「本契約」という。）を締結する。

### 第1条

甲はその所有する下記記載の土地を乙に贈与し、乙はこれを受諾した。

記

①所在 棒原郡川根本町下泉字道上東

地番 211 番 12

地目 宅地

地積 100.38 m<sup>2</sup>

②所在 棒原郡川根本町下泉字川南

地番 204 番 12

地目 雜種地

地積 4.89 m<sup>2</sup>

たるものとする。

以上のとおり本契約が成立したことを証するため、本通2通を作成し、各自署名押印の上、その一通を保有する

2023年8月24日

贈与者（甲）

住所 名古屋市中区東桜二丁目 18 番 31 号

社名 リゾートトラスト株式会社



印

受贈者（乙）

住所 静岡県島田市河原 1 丁目 3-42

社名 有限会社笠井不動産



印

### 第2条

- 甲は乙に対し、2023年8月14日までに土地を引き渡し、かつ、所有権移転登記手続きを行うものとする。
- 前項の引き渡し及び所有権移転登記手続きに必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。
- 甲は乙に対して、現状有姿の状態で引き渡すとともに、担保権及びその他の権利の制約のないことを確約する。



### 第3条

土地に賦課される公租公課は、所有権移転登記完了の日を基準として、登記の日までの分を甲、登記の日以降の分を乙の負担とする。

### 第4条

甲又は乙が、本契約の各条項に違反したときは、相手方は催告することなく本契約を解除することができる。

### 第5条

本契約に関して紛争が生じた場合は、名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### 第6条

本契約に定めなき事項又は本契約の解釈につき疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決にあ